

神戸町新生児臨時特別給付金について

(令和2年5月14日更新)

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況のもとで出産することの不安を解消し、安心して子育てができるよう、赤ちゃんが生まれた子育て家庭を支援することを目的とする神戸町独自の事業です。

- 給付対象者 令和2年4月28日から令和3年4月1日の間に生まれた子
(出生により神戸町に住民登録した子に限る。)
- 給付額 給付対象者1人につき10万円
- 申請・受給者 原則、給付対象者の児童手当を受給する方

【お問い合わせ先】

神戸町役場 子ども家庭課
電話 : 0584-27-0176